

総基料第64号

平成23年3月31日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一 殿

総務省総合通信基盤局長

桜井 佳

平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関して講ずべき措置について(要請)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)」(平成23年1月25日諮問第3029号)に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申(平成23年3月29日情郵審第32号)がなされたことを踏まえ、当該答申のとおり、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

答申で示された考え方に基づき、乖離額調整に係る規定の修正(恒常的な制度として接続約款の本則に位置づけるのではなく、特例として附則に規定すること)を行い、可及的速やかに補正申請を行うこと。

以上